

大口町告示第126号

大口町学校給食弁当代替者給付金支給要綱を次のように定める。

令和7年12月23日

大口町長 鈴木雅博

大口町学校給食弁当代替者給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食物アレルギー又は宗教上の理由（以下「食物アレルギー等」という。）により学校給食の提供を受けることができず、大口町学校給食に係る給食費取扱要綱（令和4年大口町教育委員会告示第5号）附則第3項の給食費の一食単価の特例による大口町立学校の学校給食費無償化の対象とならない児童等の保護者等に対し、大口町学校給食弁当代替者給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、本町の学校給食費の無償化に伴う公平性を保ち、弁当の持参を必要とする児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大口町立学校 大口町町立学校設置条例（昭和39年大口町条例第7号）第1条に規定する町立学校をいう。
- (2) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者をいう。
- (4) 児童等 学校教育法第17条第1項及び同条第2項に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (5) 代替食 食物アレルギー等の理由により学校給食の代わりに持参する弁当をいう。
- (6) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (7) 学校給食費等 学校給食費及び代替食に係る経費をいう。

(給付対象期間)

第3条 給付金の対象となる期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(給付金対象者)

第4条 給付金の対象となる者は、前条の期間に大口町に住所を有し、かつ、大口町学校給食に係る給食費取扱要綱第3条の規定により提出された学校給食申込書により、申込区分が食物アレルギー又は宗教上の理由により学校給食を申し込まないこととしている大口町立学校に在籍する児童等の保護者等とする。ただし、DV被害による支援措置の対象者その他これに類する者（現に大口町に生活の実態がある者に限る。）については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体等から対象児童等が在籍する学校において喫食する昼食に係る費用の全額について補助、免除等を受けている場合は、対象者としなない。

(給付対象経費)

第5条 給付金の対象となる経費は、前条第1項に該当する保護者等の児童等が大口町立学校において喫食した代替食のために要した費用とする。

(給付金額)

第6条 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学生 月額4,500円

(2) 中学生 月額5,000円

2 児童等が転入、転出その他の理由により在籍校が変更となった場合は、当該月については支給の対象としなない。

3 国、地方公共団体等から当該学校給食費に対する扶助、給付又は援助を受けた場合は、その額を控除した額とする。

(給付金の申請)

第7条 給付金の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、大口町学校給食弁当代替者給付金支給申請書兼請求書（様式第1。以下「申請書」という。）により、毎年度3月1日から3月20日までに当該大口町立学校の校長を経て町長に申請しなければならない

2 前項の規定にかかわらず、助成対象児童等が年度途中で町外へ転出する場合は、随時申請することができる。

3 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、期限を定めて申請者に対し補正等を求めることができる。この場合において、当該期限までに申請者が補正等に応じないときは、当該申請を辞退したものとみなす。

(給付金の支給決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し給付金の支給又は却下の決定をし、その内容を大口町学校給食弁当代替者給付金支給決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(給付金の支給方法)

第9条 給付金は、年1回申請者の指定する金融機関に口座振替の方法により支給するものとする。

(支給決定の変更)

第10条 第7条及び第8条の規定は、支給申請の変更及び支給決定の変更について準用する。

(給付金の取消し等)

第11条 町長は、給付金の支給決定を受けた申請者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたときは、大口町学校給食弁当代替者給付金支給取消通知書(様式第3)により、その者の支給の決定を取り消す。この場合において、取消しを受けた者が既に給付金の支給を受けている場合は、これを返還しなければならない。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

大口町学校給食弁当代替者給付金支給申請書兼請求書

年 月 日

大口町長 様

誓約・同意事項に誓約及び同意の上、次のとおり給付金の支給を申請及び請求します。

申請者 (保護者等)	氏名	
	現住所	
	電話番号	
対象者 (児童生徒)	氏名	
	現住所	
	住み始め	<input type="checkbox"/> 年 4月 1日以前 <input type="checkbox"/> 年 月 日転入
	学校名等	学校 第 学年 組
	入学年月	<input type="checkbox"/> 年 4月 1日以前 <input type="checkbox"/> 年 月 日入学
支給期間	年 月～ 年 月	
申請額(A) (給付金額)	[円]×[]か月=[円]	
教育就学奨励費等の助成の有無及び助成額(B)	無 ・ 有 円	
申請額(A-B)	円	

【誓約・同意事項】

- 1 申請内容に誤りがあった場合又は申請内容に相違があり交付要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 2 給付金の要件等の審査等をするため、町が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関及び学校等に求めることに同意します。
- 3 この申請書は、町において給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 4 町が支給決定をした後、申請書の不備により振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、町が求める期間までに申請者（保護者等）に連絡又は確認ができない場合には、町は当該申請が取り下げられたものとみなします。

(裏面)

大口町学校給食弁当代替者給付金を下記口座に振り込んでください。

給付金振込先	金融機関名	銀行名						
		支店名						
	預金の種別	普通 ・ 当座						
		口座番号						
	口座名義人 (保護者等)	(フリガナ)						

※口座名義人は申請者(保護者等)と同一名義に限ります。

※口座情報の確認のため、通帳又はキャッシュカードの写しを張り付けてください。

振込先金融機関口座確認書類貼付け欄

様式第2（第8条関係）

大口町学校給食弁当代替者給付金支給決定通知書

年 月 日

様

大口町長



年 月 日付で申請のありました大口町学校給食弁当代替者給付金支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定の内容

学 校 名 等	学校 第 学年 組
児 童 生 徒 氏 名	
支 給 金 額	金 円
支給決定・却下の別	
却 下 理 由	

様式第3 (第11条関係)

大口町学校給食弁当代替者給付金支給取消通知書

年 月 日

様

大口町長



年 月 日付で支給決定しました大口町学校給食弁当代替者給付金について、下記のとおり支給を取り消しましたので通知します。

記

学 校 名 等	学 校 第 学 年 組
児 童 生 徒 氏 名	
取 り 消 し 理 由	
給 付 金 の 返 還	金 円